

# 高教組通信 No.1

2008年4月16日  
兵庫高教組書記局

URL <http://www.hyogo-kokyoso.com>

E-mail [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 県教委「主幹教諭」の位置づけを一方的に変更

県教委は3月31日、主幹教諭の職務内容について文科省の規則変更を理由として一方的に規則「改正」を強行、主幹教諭の職務内容を大きく変更しました。

### 「経験を生かしたグループリーダー」から「管理職の補助」へ大きく変わる主幹教諭の位置づけ

県教委が昨年度から設置した主幹教諭の職務は、校長の監督を受け「(1)円滑な学校運営の推進に関する事、(2)教員等の資質及び能力の向上に関する事」の2点であり、県教委はベテランの教諭・養護教諭のなかから「明確にリーダーシップを発揮でき」、「新たな教育課題等への適切な対応」や「人材育成支援」を行う者を「職」に位置づけると説明してきました。

ところがこれを「円滑な学校運営の推進等のため、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる」と変更を強行したのです。

すなわち今回の改定では「管理職を助け」ることが明確に位置づけられ、教職員を分断し、管理職ではないものの「他の教職員に指示等を行う立場」として、教職員の対等な立場での自由な論議のなかでよりよい教育を目指す職場づくりをこわしていくものとなっています。

### 「中堅層以上の志気高揚」はどこへ

そもそも県教委による主幹教諭導入検討は、給与構造改悪強行（2005年度）に際して、賃金が頭打ちとなる中堅層以上の志気高揚にかかわってのものでした。すなわち確定交渉において「新たな職制の整備と研究を行い、そのなかで検討」（2006/2/9）と回答したことをきっかけとするものです。今回の主幹教諭のあり方の検討については、自らのこの回答をまったく無視しています。

### 学校現場の混乱は必至 主幹教諭がいれば、主任・部長は原則としておかない

重大な問題は、現在の総務・教務・生徒指導・進路指導・保健・図書各部長や学年

主任、学科長、農場長などの役割をになう主幹教諭がいる場合には部長・主任を原則としておかないこととしていることです。

主幹教諭が整理する校務は、ア 学校運営の企画及び調整、イ 教務に関する事、ウ 保健等に関する事、エ 生徒指導に関する事、オ 進路指導に関する事、カ 研究・研修体制の整備等教職員の資質及び能力の向上に関する事、の6点をあげています。通常、上記のカ（研究・研究体制の整備等）以外についてはそれぞれ部長・主任が分掌しているものであり、主幹教諭でア～オの担当がいれば、部長・主任は原則としておかないこととなるのです。

この規則を適用すれば、たとえばすでにA教諭が教務部長、B主幹教諭が教務副部長という校務分掌が決まっている場合など、A教諭は部長からはずされ、B主幹教諭が部長の役割を果たさなければならなくなる、というように、学校に大混乱が生じます。

また、1学年のまとめ役は主任だが、2学年には主任がおらず、主幹教諭がまとめ役などという異常な事態が起こるのです。

このような規則改定を年度がはじまってから各学校に連絡するやり方も許されるものではありません。

### 文科省の押しつけと県教委の追従が学校現場の混乱に

昨年の学校教育法改悪によって、副校長・主幹教諭・指導教諭など新たな職を設置できることとなりました。文科省はそれにもとづいた学校教育法施行規則を教育委員会に押しつけてきました。そのなかで主任・部長は教諭・指導教諭を充てることとし、当該主任等の担当する主幹教諭をおく場合には主任等をおかなくてもよいとしたのです。そのため主幹教諭は主任・部長ができないこととなりました。従来の兵庫県のように主幹教諭等について国の制度と異なる役割を持っている場合には、県の規則の変更または国の制度と区別するため、その名称の変更を求めているというのが、今日の事態の背景です。

高教組は、国からの通知が明らかになった段階で3月13日、国のいう「新たな職」は設置しないことと、現行の主幹教諭制度についても廃止することを要求しました。

### 学校を混乱させる規則は撤回せよ

ところが県教委はそれを無視し、一方的に「規則改正」を行って、各学校に新学期がはじまってから通知したのです。

このことは次のような大きな問題を持っています。

- 1 すでにのべたように、学校運営に大きな混乱をもたらすこと。
- 2 教職員にいっそうの差別と分断を持ちこみ、校務分掌についても教育上の配慮より、主幹教諭・教諭の区別を考えざるをえなくなる状況をつくりだし、教育を破壊するものとなっていること。
- 2 従来の規則に従って主幹教諭に応募した教員が、事前に何ら知らされることなく、一方的にその職務の位置づけを変更されること。
- 3 勤務条件の大幅な変更にもかかわらず、高教組との事前の協議等がいっさい行われぬままに強行し、一方的な通告ですまそうとしていること。
- 4 主任・部長となっていた主幹教諭の主任手当支給が一方的にうち切られること。

高教組は、こうした問題をもった今回の規則改定をうけ入れることはできません。現在、県教委に対し、この問題での交渉を行うことを求めています。